⑷　阪神高速道路株式会社契約規則第６条
　阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第６条の規定に該当しない者であること。
⑸　会社更生法・民事再生法　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
　ただし、当該手続開始の決定後、阪神高速が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けた者を除く。
⑹　工事成績評定点　阪神高速が発注した工事のうち、過去２年度（競争参加資格の確認の基準日の前年度及び前々年度）に完成し引渡した工事の実績がある場合は、各年度の工事成績評定点の平均が２年連続で65点未満でないこと。
　また、上記⑴に示す一般競争参加資格の認定と同じ工事工種で2019年７月１日以降の公告工事において、しゅん工時の工事成績評定点が50点未満の通知を受けた日の年度、翌年度でないこと、あるいは40点未満の通知を受けた日の年度、翌年度、翌々年度でないこと。
⑺　競争参加停止措置　申請書等の提出期限日から開札時までの期間に、阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領（平成17年阪神高速細則第26号）に基づく競争参加停止措置（以下「競争参加停止措置」という。）を受けていないこと。
　また、阪神高速道路株式会社取引停止事務処理要領（令和５年阪神高速細則第１号）に基づく取引停止の対象者に該当しない者であること。
⑻　設計業務等の受託者との関連　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。なお、本工事に係る設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。（詳細は入札説明書参照）
⑼　入札参加者間の資本・人的関係　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。（詳細は入札説明書参照）
⑽　特定建設工事共同企業体　特定建設工事共同企業体の参加形態を認めている工事において、共同企業体を結成する場合には、入札説明書を参照すること。

３　総合評価落札方式に関する事項
⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、価格をもって入札し、下記⑵の評価項目の評価に応じて付与する点数及び品質確保のための体制の評価に応じて付与する点数などからなる技術評価点、並びに入札価格を点数評価した価格評価点から、総合評価値［総合評価値＝技術評価点＋価格評価点］を算出し、次の条件を満たす総合評価値の最も高い者を落札者とする。（詳細は入札説明書参照）
①　入札価格が契約制限価格以下の価格であること。
②　申請書等が適切であること。
　なお、総合評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
　また、落札者となるべき者により、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがある、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当と認められるときは、契約制限価格以下の価格をもって入札した他の者のうち最も総合評価値が高い者を落札者とすることがある。
　契約目安価格方式を適用した工事については、上記の「落札者」を「落札予定者」、「契約制限価格以下の価格」を「契約目安価格以下又は契約目安価格を超える一定の範囲内の価格」と読み替えるものとする。ただし、この場合において、入札価格が、契約目安価格を超えている場合、落札予定者が提出した工事費内訳書の各単価について、価格協議（確認）を行い、両者合意のうえ落札予定者を落札者とする（契約目安価格方式の適用有無は別表－１参照のこと）。ただし、価格の合意に至らなかった場合は、あらかじめ落札予定者に通知した後、次順位者と価格協議（確認）を行う。
⑵　技術評価項目　技術評価を行う各評価項目を以下に示す。なお、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等、詳細については入札説明書を参照すること。
イ）企業の取組み等に関する事項（チャレンジタイプを適用した工事においては技術評価対象外）
ロ）技術提案（技術的所見）に関する事項
　コスト縮減提案に関する評価点がある場合はこれに加点（技術提案書の作成・提出を求めた工事において技術評価対象とする）
ハ）品質確保のための体制に関する事項
ニ）競争参加資格以外に求める企業の施工実績（施工能力確認型を適用した工事において技術評価対象とする）
⑶　技術提案書の履行に関する事項　技術提案書の作成・提出を求めた工事については、技術提案書に記載した内容は、契約書に添付するものとし、履行すること（競争参加資格確認結果通知書において評価対象外とした項目は除く）。（詳細は入札説明書参照）
⑷　品質確保体制確認書の履行に関する事項
　品質確保体制確認書に記載した内容は、契約書に添付するものとし、履行すること。（詳細は入札説明書参照）

４　入札手続等
⑴　担当部署　〒552－0006　大阪市港区石田３－１－25　阪神高速道路株式会社　管理本部　管理企画部経理課　電話06－6576－3881
⑵　交付図書及び閲覧資料　入札説明書、契約書案、工事請負等入札要領、現場説明書、金額を記載しない設計書（金抜設計書）、仕様書、図面、標準案の設計計算書及び基準類等（以下「交付図書等」という。）は、次のとおり交付する。
①　交付期間　令和６年10月21日（月）から令和６年12月３日（火）（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日）（以下「休日」という。）を除く。）午後４時まで。
②　交付方法　下記サイトより入札参加希望者に無償で交付する。やむを得ない理由により、下記サイトから受領できない場合は、ＣＤ－Ｒ等により交付するので、事前に上記⑴の担当部署へその旨申し出ること。
・阪神高速道路株式会社ホームページ（工事の入札公告ページ）
https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/koukoku/koji/
③　交付図書のダウンロード手順　②のサイトにて、本工事の交付図書のダウンロード手続へ進み、交付図書ダウンロード登録フォームに会社名等の連絡先を登録する。登録した連絡先に交付図書ダウンロードサイトのＵＲＬ情報がメールで届くので、電子メール記載のダウンロード有効期限までに交付図書をダウンロードする。
⑶　申請書等の提出期間、場所及び方法　本競争の参加希望者は、次に従い、申請書等を提出すること。
①　提出期間　令和６年10月21日（月）から令和６年12月３日（火）（休日を除く）午前10時から午前12時まで、午後１時から午後４時まで。
②　提出場所　上記⑴に同じ。
③　提出方法　下記イ）、ロ）、又はハ）のいずれかによること。（詳細は、電子入札運用基準参照）
イ）電子入札システムにより、申請書及び資料を提出するものとする。（電子ファイルサイズは合計３ＭＢ以内）
ロ）電子入札システムにより、必要事項を記載した電子ファイル（電子入札運用基準・様式４）を送信し、申請書及び資料は上記②の提出場所へ電子メール又は電子ファイル送付サービス（以下「電子メール等」という。）により提出するものとする。なお、送付後、阪神高速へ着信確認を行うものとする。（電子ファイルサイズが合計10ＭＢを超える場合は、分割送付又はファイル転送サービスによる送付によること）
ハ）上記イ）、ロ）によることが困難な場合、又は阪神高速の承諾を得て紙入札とする場合は、上記②の提出場所へ持参又は郵送等によって、申請書等を提出するものとする。なお、電送によるものは受け付けない。
　なお、詳細については、入札説明書によること。
⑷　入札、開札の予定日時、場所及び入札書の提出方法
①　電子入札による入札の締め切り　令和７年１月24日（金）午後５時00分